

第3章 具体的な施策の展開

1. 施策体系

大分類	中分類	小分類	
(1) 地域における 子育て支援及 び教育環境の 整備	1-1 地域における子育て支援サービスの充実		
	1-2 保育サービスの充実		
	1-3 子育て支援のネットワークの充実		
	1-4 子どもの健全育成の充実		
	1-5 次代の親の育成		
	1-6 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	1-6-1 確かな学力の向上	
		1-6-2 豊かな心を育む	
		1-6-3 信頼される学校づくり	
1-6-4 幼児教育の推進			
1-7 家庭や地域の教育力の向上			
(2) 子どものすこ やかな成長及 び発達支援	2-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策		
	2-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		
	2-3 食育の推進		
	2-4 小児医療の充実		
	2-5 児童虐待防止対策の充実	2-5-1 関係機関との連携の充実	
		2-5-2 発生予防、早期発見、早期対応の充実	
	2-6 ひとり親家庭の自立支援の推進		
2-7 障害児施策の充実			
(3) 子育てを支援 する生活環境 の整備	3-1 住環境の確保		
	3-2 安心して外出できる環境の整備		
	3-3 職業生活と家庭生活との両立の推進		
	3-4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進		
	3-5 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進		

2. 施策の展開

(1) 地域における子育て支援及び教育環境の整備

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

- 子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるように、子育てに対する負担や不安、孤立感に寄り添う社会づくりを推進します。
- なかでも未就園児の家庭など在宅で子育てをしている場合には悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が顕著に見受けられることから、このような家庭への支援を推進します。
- 保育所・保育園・認定こども園*では保育所体験特別事業による育児支援や、発達に支援が必要な児童の円滑な入所を図ります。
- 身近な地域に、子育てを支援する基盤を確保するために、子育て支援センターの設置されていない地域には新たな子育て支援センターの整備を図ります。
- 園庭開放などの地域での取り組みや、子育て不安に対する相談・指導、子育てサークル*への支援ができるように、幼稚園や保育所、保育園、認定こども園*などの機能を活用した地域子ども・子育て支援事業等を引き続き充実します。
- ファミリー・サポート・センター事業*の定着を推進するとともに、援助を必要とする人が市内のどの地域でも援助者が見つけられるよう、会員数の充実を図ります。
- 公立の施設では、民間施設とも連携しながら、公の強みを生かして、困難な事例を地域全体で支えるセーフティネット*の役割を含めて地域における子ども・子育て支援をバックアップするような機能を強化します。
- 子育て支援サービスの具体的な確保策及び整備を目指す量は東大阪市子ども・子育て支援事業計画*の中で定めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所、保育園を開放し、保育所・保育園入所児童との交流を通じて、育児の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。	子育て支援課 保育室
保育所地域活動事業（公立）	保育所、保育園において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）などで親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行う。	子育て支援課 保育室

事業名	事業内容	主な関係機関
地域子育て支援拠点事業*	<p>【地域子育て支援センター事業】 地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークル*の育成支援等地域の子育て家庭への支援の拡充を図る。</p> <p>【つどいの広場事業】 主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談などができる場を提供する。</p>	子育て支援課 保育室
子育てに関する相談	育児等に関する相談を随時受けて、適切な窓口の紹介、継続的な相談に応じる。	家庭児童相談室 保育室 母子保健・感染症課 保健センター
育児教室	乳幼児と保護者を対象に育児情報の提供や参加者同士の交流を子育て支援センター、保育所、保育園、リージョンセンター、公民分館、保健センターなどで実施する。	健康づくり課 保健センター 子育て支援課 保育室
対象者別育児教室	多胎児の母や若年母を対象にして、教室を開催し、個別の課題に保健師や助産師、保育士、栄養士など専門職が対応するとともに、母親同士の交流を行い、孤独になりがちな子育てを支援する。また教室を通して、保健センターが育児不安や育児負担感を気軽に相談できる場であるという認識を深めることで、ひいては虐待予防に繋がる。	母子保健・感染症課 保健センター
ファミリー・サポート・センター事業*	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援する。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	<p>【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害などの理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行う。</p> <p>【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合などに、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行う。</p>	子ども見守り課

1-2 保育サービスの充実

- 子ども・子育て支援新制度*の新たな給付事業の中で、これまで多くの方の保育ニーズを受容してきた経緯を踏まえて「幼保連携型認定こども園*」「小規模保育施設*」によって待機児童解消に取り組みます。
- 待機児童対策において、単に市の窓口で把握してきた待機児童数以外にも、保育を希望する潜在的なニーズも踏まえて基盤整備を推進します。
- 育児疲れの保護者が、一時的に子どもから離れてリフレッシュしたり、通院等の用事などに対応したりするために、新たな事業形態を創設するとともに、利用時の手続きの簡素化、緊急時の対応の強化、職員の確保、利用可能施設の増設によって、一時預かり事業*の充実を図ります。
- 病児・病後児などに対応する病児保育事業では既存の実施施設での拡充だけではなく、幅広い事業者に働きかけて実施体制の確保に努めます。
- 幼稚園、保育所、保育園、認定こども園*、小規模保育などの施設型給付*・地域型保育給付*の施設について具体的な確保策及び整備を目指す量は東大阪市子ども・子育て支援事業計画*の中で定めます。
- 育児休業期間満了時（原則1歳到達時、3歳での適用も考慮）から教育・保育施設等の利用を希望する場合、いつでも受け入れる体制を強化するとともに、質の高い保育の提供を推進します。また子ども・子育て支援新制度*のもとで入所者の新たな選考基準を確実に運用し、必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
通常保育事業	保護者が仕事や病気等のため、家庭で保育することができない乳幼児を、日々保護者の委託を受けて保育を実施する。	子育て支援課 保育室
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、7:00～19:00の延長保育を行う。通常保育は9:00～17:00。	子育て支援課 保育室
緊急保育事業	保護者の死亡、家出や養育が適切に行われないなどの緊急事態が生じたことにより、他に保育する人がいない場合、児童を保育所、保育園へ一時的に入所させる事業。	子育て支援課 保育室
夜間保育事業	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後10時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する。	子育て支援課

事業名	事業内容	主な関係機関
一時預かり事業*	子ども・子育て新制度によって一時預かり事業*の中に幼稚園型と一般型（本市ではさらに就労型とリフレッシュ型に分ける。）が創設された。幼稚園型とは幼稚園・認定こども園*の在園児を対象とした預かり保育のこと。一般型では不定期で就労している親や在宅で保育を行っている家庭の場合に傷病・入院・通院・看護等やリフレッシュ、また不定期な就労などを事由に児童を緊急・一時的に保育所・保育園や認定こども園*等で受け入れる。	子育て支援課 保育室
病児保育事業	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所、保育園に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気などの「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童をお預かりし保育や看護を行う。	子育て支援課 保育室
家庭支援推進保育所事業（公立）	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮などを行う上で、特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、入所児童の措置の向上を図る。	保育室
民間保育所整備補助事業	待機児童の解消のため、民間保育園の施設整備により定員増を図る。	施設指導課
認定こども園等整備補助事業	待機児童の解消のため、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設の整備により保育の受け皿の増加を図る。	施設指導課



1-3 子育て支援のネットワークの充実

- 子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。
- 地域の養育力の再生を図る取り組みを目指し、子育て支援センターや公立保育所が地域の保育・子育てネットワークの中核として地域内の幼稚園、保育所、保育園、認定こども園*等とも情報を交換し、関係機関の相互連携を図る役割を担うことを推進します。
- 子育て家庭に身近に必要な情報を適切に提供したり支援につなげる体制を充実するために、既存の媒体や相談の場による情報の充実を図るとともに、保護者が外向くような取り組みだけでなく、支援する側が働きかけるような子育て家庭に寄り添う支援を充実します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
子育てサークル*への支援	子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、孤立している親子をつなげ、子育てサークル*としての活動へ導くため、子育てのつどいを開催するなど支援する。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、運営のアドバイスや講演会を開催する。	母子保健・感染症課 保健センター 子育て支援課 社会福祉協議会 保育室
子育て地域連携会議の開催	公立保育所や子育て支援センターが拠点となり、地域全体で子育てを支援するため、広く関係者に呼びかけ、ネットワークを構築するための地域連携会議を開催。	子育て支援課 保育室
小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めている。	福祉企画課

1-4 子どもの健全育成の充実

- 学校就学後の学齢期には学校教育とともに、遊戯やレクリエーション活動の施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。
- 平成 27 年 4 月からスタートする子ども・子育て支援新制度*にあわせて、留守家庭児童育成クラブの補助事業の拡充を行います。また、各小学校の余裕教室の有効活用を推進しながら、収容可能な施設整備を行います。
- 学校、家庭、地域が子どもの見守り活動やいじめ防止の活動などを連携・協力して推進していきます。
- 関係部局と連携し、家庭教育支援の一環として、「家庭教育の手引書」の内容をさらに豊かなものにします。
- 青少年指導員や少年補導員の地域における活動をよりいっそう支援していきます。
- キャリア教育での能力を育成していく視点で教育内容を見直すことにより、職業観・勤労観の育成を図ります。
- 家庭や学校外で、子どもが安心して遊びや学習活動ができる子どもの居場所づくりを推進します。
- 子ども同士で集まり、仲間づくりができる「場」の充実を図ります。
- 子ども会の加入率は漸減傾向にありますが、魅力ある事業の展開により加入率の増加を目指します。また、遊びを通じた健全な仲間づくりを進め、地域の中で主体的に学習活動や交流を行い、情操を育む機会の充実を推進します。
- 絵本の読み聞かせ等を通じて親子の触れ合いの機会を提供します。
- 子どもたちの高校中退の問題や不登校、引きこもりやニートなどの子どもたちへの支援やその家庭への支援など、若者層への支援の取り組みを進めていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
青少年非行化防止活動事業	東大阪少年補導協会に委託している事業であり、青少年の非行化防止の取り組みとして、少年補導員等による環境浄化啓発活動、重点地区巡回補導活動、少年問題啓発活動の3活動を実施。特に巡回補導活動は、学校の長期休業中の祭礼や地区行事時のパトロールを重点的に行っている。「愛の一声運動」を中心とした、街頭啓発や広報活動を実施。	青少年スポーツ室
すこやかテレホン事業	東大阪少年補導協会に委託している事業であり、東大阪市青少年補導センター内において、すこやかテレホン相談員（市少年補導員）が交代で電話対応している。来所相談にも応じており、平成 23 年度からはメールでの相談も受付している。	青少年スポーツ室

事業名	事業内容	主な関係機関
青少年育成推進事業	青少年問題協議会の開催。主に地域の青少年健全育成活動の指導・助言等を行う青少年健全育成推進員の設置及び活動の推進。家庭教育の手引書の発行（小学校新1年生対象）。	青少年スポーツ室
子ども会活動	東大阪市子ども会育成連絡協議会に子ども会活動補助金等で助成している。 全市的なスポーツ大会の開催、年間を通じてのジュニア・リーダー講習会の実施、研修会の開催、広報誌「子ども会だより」の発行を行っている。	青少年スポーツ室
放課後児童健全育成事業	青少年の学習の場の提供、グループ活動の育成。	荒本青少年センター 長瀬青少年センター
インターンシップ*体験活動	市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、庁内及び関係施設において職業体験を行っている。	学校教育推進室
小中学校における体験学習（職業体験等）	小学校では、商業に結びつくキッズマート*や米作りなどの体験学習・ものづくり体験や工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組み、全中学校では職業調べ、キャリアデイ*として職業人の話を聞く学習・「職業体験学習」などを行っている。	学校教育推進室
家庭文庫育成事業	地域で絵本・児童書と子どもたちを結びつけ、図書館から遠い地域でもより豊かな読書環境を整備するため図書資料の提供を行っている。	図書館総務室 花園図書館
ブックスタート事業	保健センターと連携し、乳幼児の4か月検診の際に絵本等の入ったパックを渡し、ボランティアによる読み聞かせを行う。親子に絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくってもらふ事業である。	図書館総務室
留守家庭児童育成事業	52 小学校の敷地内において留守家庭児童育成クラブを開設しており、下校後保護者が就労等で昼間家庭にいない児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行う。 各クラブの運営主体には地域運営員会と、公募により選考された民間事業者の2種類がある。市は運営主体に補助金を交付する。 子ども・子育て支援新制度*のスタートに伴い、①対象児童の拡大（小学校3年生までから小学校6年生までに拡大。）②開設日及び時間の拡大（全クラブ土曜日開設、平日の午後6時30分までの時間延長を実施等）を行う。	青少年スポーツ室

事業名	事業内容	主な関係機関
生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や居場所の提供を行う。（平成 27 年開始予定）	生活福祉室
ひきこもり等子ども・若者支援事業	電話相談、家庭訪問等により、ひきこもり状態から脱出できるよう支援を行うもので、社会復帰、就労へとつなげることを目的とした事業であり、府の事業終了を受けて、本市の委託事業として実施するもの。（平成 27 年度開始予定）	青少年スポーツ室

1-5 次代の親の育成

- 子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化などの社会環境の変化を踏まえて、乳幼児とのふれあいを通じた子どもの健全育成のための取り組みを推進します。
- 体験学習などの場において、保育所、保育園等で中高生が乳幼児とふれあう機会を設けるためにも、学校保健教育との連携を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
乳幼児とのふれあい	中・高生が、乳幼児とふれあうことで、子どもや家庭の大切さや男女が共同して子どもを育てるということを考える機会を持つことができるようにする。	保育室 母子保健・感染症課 保健センター 学校教育推進室

1-6 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

1-6-1 確かな学力の向上

- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、学習に取り組む態度などの確かな学力を育成するために、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や学校の活性化の取り組みを推進します。
- 学校による学力向上システムの改善を目指した「学びのトライアル事業」を推進していきます。
- 学校の活性化、教職員の資質向上を図るためにも、トライアルスクール推進事業を推進していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくりなど、学力向上につながる様々な取り組みを行う。	学校教育推進室
トライアルスクール推進事業	研究指定校が、それぞれの研究テーマに基づき、創意工夫した取り組みを実践する。また、取り組み内容を公開授業等で市内学校園に発信する。各学校園が研究指定校園の発表から取り組みを学び、自校の教育実践に活かすことで、市全体の教育活動が活性化する。	学校教育推進室
教職員学力向上研修の充実	教員を対象とした学力向上支援コーディネーター*協議会及び研修を充実することにより、学校の学力向上の取り組みを進める。	学校教育推進室 教育センター
教育研究会活動支援事業	教育実践を進め、各教科・領域の進化を図り、個々の研鑽に努め、教職員の指導力の向上及び教育の効果をいっそう高めることを目的として実施する。	学校教育推進室
学校図書館活性化事業	学校図書館のシステム化と人的支援を段階的に推進し、学校間連携、市立図書館との連携を充実させることで、ブックスタートから始まる子どもの読書習慣を小中学校に引き継ぎ、卒業後も市立図書館に通うような生涯学習を楽しむ市民を育成する。	学校教育推進室 図書館総務室

1-6-2 豊かな心を育む

- ころとからだのバランスのとれた豊かな人間性を育む事業の充実を図ります。
- 各中学ブロックを中心に情報交換を行い、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*、スクールサポーター*等の外部人材とも連携を図ります。
- いじめの未然防止を図るため、「いじめ対応プログラム」を有効に活用するとともに、教育センター相談員の派遣による効果的な活用を進め、相談機能の充実をさらに図ります。
- 携帯電話やインターネットによるいじめに対していち早く察知し迅速に対応していきます。
- 子どもが直接いじめやその他、抱える悩みを話せる機会を増やすため、子ども専用電話相談ダイヤル（「いじめ・悩み110番」等）の周知・意識化をさらに図り、子どもの声を受け止めた、早期の相談支援、早期の対応の充実を図ります。
- 子ども本人から、学校でのいじめや家庭内の悩み、児童虐待の訴えなどを受け止める相談窓口について周知し、子どもの問題にいち早く気づき、対応できるよう体制づくりを進めます。
- 環境学習に関心を持たせ、意欲と実践力の向上を図れるよう、学校園での環境教育を推進します。
- 子どもがモノづくりを体験できる機会を増やすことによって、創作の楽しさを体得するとともに、創造性豊かな人間形成を図ることを目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
スクールカウンセラー*の配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー*を配置する。	学校教育推進室
スクールソーシャルワーカー*の配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー*を配置する。	学校教育推進室
スクールサポーター*の配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学習補充・特別支援教育*・日本語指導・クラブ指導など）を行うスクールサポーター*を配置する。	学校教育推進室
不登校総合対策事業	東大阪市内の26中学校区の全ての中学校区を重点ブロックと位置づけ、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等を活用し、定期的に幼小中の連携会議を実施している。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取り組み等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っている。	学校教育推進室
教育支援センター事業	学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の学校復帰への支援を図るとともに、教育支援センター（適応指導教室）の支援の充実を図る。	教育センター

事業名	事業内容	主な関係機関
いじめ防止対策支援事業、「いじめ・悩み110番」「子どもの悩み相談」	「いじめを許さない・いじめのない学校園」づくりに向けた教育活動に資するため、幼稚園・小学校へ相談員を派遣し、相談機能を充実させる。保護者と子ども向け電話相談窓口の設置と周知を行うことにより、保護者や子どもが悩みを話せる場を多く持てるようにする。	教育センター
東大阪市人権教育研究集会	『子どもの世界をより豊かなものに～人権と共生の教育をめざして～』をテーマに夏の全体会、秋の中学校区ブロックごとに実施される分科会「エリア研究交流会」で幼小中連携及び地域連携により地域社会の教育力の向上を目指す	人権教育室
いじめ防止対策推進事業	「いじめを許さない・いじめのない学校園」づくりのため、学校園と家庭・地域が連携して取り組みのいっそうの充実を図る。また、いじめ問題にかかわって、子どもや保護者が大切にしたいことや教職員向けの冊子等の作成を行う。 引き続きすべての学校園において児童生徒対象の啓発研修を実施する。	人権教育室
教職員対象環境教育研修	小学校・中学校教職員対象の環境教育指導者研修を行い、環境教育を推進する。	学校教育推進室 教育センター
東大阪市ECOポスターコンクール	児童および生徒がポスターの描画を通じて、環境に配慮する意識を身に付け、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する活動の裾野を広げることを目的とし、作品を募集。作品展・表彰式を行う。	循環社会推進課
人権啓発事業（人権週間「平和と人権展&識字展」）	人権意識と平和意識の普及高揚を図るため、市内小中学校児童生徒作品等を募集し、展示する。	人権啓発課
モノづくり教育*支援事業	モノづくりのまち東大阪の理解と総合学習の観点から、NPO及び市内企業の協力により実施している。小学生を対象としてモノづくりの楽しさを知ってもらい、将来の東大阪市を担う人材の育成を行なうことにより、後継者不足による本市製造業の空洞化の解消及び本市製造業の発展に資するものである。	モノづくり支援室
少年少女発明クラブ	平成8年に発足した少年少女発明クラブは、アイデア作品の製作等に力を入れており、将来の東大阪を担うような人材育成の場となっている。次世代を担う少年少女にモノづくりの楽しさをわかってもらい、感性豊かな人間に育ってもらう事を目的としている。	モノづくり支援室

1-6-3 信頼される学校づくり

- 学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要があります。
- 渡日児童生徒等の日本語指導を必要としている学校園に対し、専門的な知識・経験等を有している学校園教育支援協力者を、迅速に確保できるよう、文化国際課等の関係部局と連携を図りながら、迅速かつ柔軟に対応します。
- 全学校園に設置された学校協議会により学校運営の改善を図るなど、地域とつながる「開かれた学校園づくり」を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
学校園サポート事業	学校園における様々な課題（学力向上・特別支援・日本語指導・生徒指導・クラブ活動等）に対して、個々の状況に応じたより効果的な人的支援を行い課題の改善を図る。	学校教育推進室
地域とつながる学校園づくり	地域・家庭と一体となり、学校園の運営を進めていくため、①学校園情報の積極的な公開、②学校園へ地域の意見を取り込む仕組みを作る③学校運営の外部評価の活用を図るなどにより、各学校園の実情に応じ、学校園長の裁量のもと、信頼される学校園づくりを行っていく。	学校教育推進室
学校協議会*の運営	全学校園は学校教育自己診断を活用して学校協議会からの提言・意見を受け、学校運営の改善を図るなど「開かれた学校園づくり」を推進する。	学校教育推進室

1-6-4 幼児教育の推進

- 人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。
- 幼児期のおおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子ども・子育て支援新制度*における幼稚園、保育所、保育園、認定こども園*等のいずれの機関においても一人一人の育ちに合わせた質の高い教育を提供する必要があります。
- 幼稚園・保育所・保育園・認定こども園*また公立・私立との連携や特別支援教育*の充実、幼稚園・保育所・保育園・認定こども園*と小・中の連携の推進など、地域に根ざした幼児教育の展開を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度*のもとで、認定こども園*の普及に取り組みます。
- 子育て支援として多彩な取り組みを展開し、地域、家庭との連携を深め、地域に開かれた幼稚園を目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
幼児教育のあり方 研究事業	幼稚園、保育所、認定こども園*の保育・教育の内容の充実や相互の連携を図るため、合同研修会・相互の授業参観を実施したり、共通カリキュラム等の検討に取り組む。	企画室 学校教育推進室 教育企画室 学事課 保育室

1-7 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭の教育力・養育力の向上に向けた保護者の学習機会の充実を図ります。
- 学校と家庭の連携を図るためのPTA活動としての取り組みなどにおいて、ニーズにあったテーマ設定により、保護者の参加者数の増大を図ります。地域の人材を活用したり、保護者が参加しやすい土曜参観や日曜参観の折に子育て講演会や親学習を開催したり、年度当初に年間計画に組み入れていくなどの工夫を進めます。
- 「学校プール開放事業」については、プール開放時の監視指導員になる方々の研修会のあり方について、場所・日程などを考慮し、参加者がより受講しやすい研修会にしていきます。
- 「学校体育施設等開放」では、特に中学校ではクラブ活動などの事情で実施困難であるケースがありますが、学校や地域に理解を求めながら開放に努めます。
- それぞれの地域の特性を活かした地域教育協議会*の行事を展開し、学校教育や地域における活動を活性化します。また、地域教育協議会*の取り組みをよりいっそう支援します。
- 余裕教室を地域資源として活用します。学校施設を学校教育以外の場として、また学校や子どもの教育を支える地域の生涯学習の場として、地域に開放を奨励します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
総合的教育力活性化事業	中学校区を単位として、小中学校、幼稚園、PTA、自治会、地域教育関係団体等で構成する地域教育協議会*を設置し、様々な取り組みを展開する。	青少年スポーツ室
学校プール開放事業	各小学校のプール開放運営委員会に委託している事業であり、東大阪市立学校プール並びに附帯設備を学校教育上支障のない範囲で地域の児童に開放することにより、水泳を通じて体力づくり、健康づくりを進め、その健全な育成を図っている。	青少年スポーツ室

事業名	事業内容	主な関係機関
学校体育施設等開放事業	<p>【学校体育施設等開放事業】 各市立小学校に設置されている体育施設等開放運営委員会に事業を委託しており、市立小学校において、体育施設等並びに附帯設備を平日、土曜の午後以降、日曜・祝日・学校休業日については、一般団体開放を行う。1回の開放時間は、3時間程度として、回数は、100回以上とする。学校休業日及び祝祭日を除く土曜日の午前中の開放については、「子ども自由開放日」とし、子どもの自由な活動の機会として開放する。</p> <p>【学校体育施設開放事業】 各市立中学校に設置されている体育施設開放運営委員会に事業を委託しており、市立中学校において、子どもの遊び場及び地域スポーツの「場」として体育施設を1回の開放時間を3時間程度とし年間100回以上を開放（土曜日の午前中は除く）している。</p>	青少年スポーツ室
P T A協議会助成事業	<p>児童・生徒のすこやかな成長を図るため、単位P T A相互が連携し、地域社会と協力して活動を行っている東大阪市P T A協議会の事業に対し補助金を交付している。</p>	社会教育課

(2) 子どものすこやかな成長及び発達支援

2-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

- 乳幼児の発達過程に応じた継続的な支援を行っていくため、医療機関や幼稚園、保育所・保育園、認定こども園*などの子育て支援の関係機関との円滑な連携によって取り組みを進めます。
- 健康診査の体制の充実のため、必要な専門職の確保と量的な充足、資質の向上等を目指します。
- 妊婦の誰もが安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中からの相談、支援を行います。母親教室・両親学級など出産や育児不安軽減の教室の開催は、行政として虐待予防や育児支援の視点から実施します。
- 予防接種で防げる乳幼児の疾病を予防するために、接種率の向上を目指します。特に麻しんについては、95%以上の接種率を達成、維持するために幼稚園や保育所・保育園、認定こども園、医師会などの関係機関と連携し、麻しん排除を目指します。
- 定期健診や「乳幼児家庭全戸訪問事業」「2か月親子講習会」など乳幼児への訪問等で、生後早期の状況を把握し、子育て支援センター、保健師による個別支援等による在宅支援につなげます。
- 日本語を母語としない妊産婦に対し、訪問、面接、関連各課からの紹介等により、妊産婦の把握を行い、健診の受診などの情報の周知を図ります。
- 産後うつ病*などの母親の心の問題については関係機関、なかでも医療機関とは「要養育支援者情報提供書」を活用し産前・産後の連携を重点的に推進します。
- 乳幼児期の子どもを持つ母親に対する母子保健事業の相談機関の一覧をつくる等の情報の円滑化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
乳幼児健康診査	医師による診察、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診及び相談、看護師による身体計測、保健師や栄養士による育児・栄養相談等を行う。また、心理相談員による心理発達相談や、保育士による親子の触れ合い遊びの例示なども実施することで、疾病、障害の早期発見と育児上の不安・悩みの相談、虐待の早期発見・予防を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
乳幼児二次健康診査、視聴覚精密健康診査、予約健診、療育相談	乳幼児健康診査の結果、専門医等による精密健康診査が必要となった場合、医療機関や保健センターでの予約健診を紹介し、適切な診断や治療につなぐ。	母子保健・感染症課 保健センター

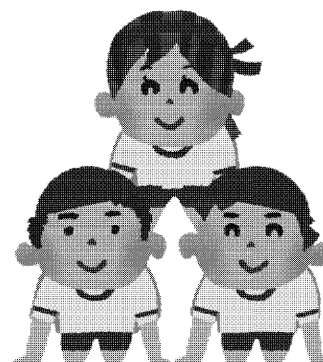
事業名	事業内容	主な関係機関
母親教室・両親学級	妊婦やその配偶者および家族を対象に、妊娠中や産後の過ごし方や、産後の育児について正しい知識を提供するとともに、虐待予防の視点から、乳幼児揺さぶられ症候群の予防など具体的に学ぶ機会とする。また、妊婦同士の交流も行い、産後の子育て仲間へと繋がるきっかけづくりとなる。	母子保健・感染症課 保健センター
予防接種	感染の恐れのある疾病の発生予防及び蔓延を防ぐために予防接種を実施する。(BCG、四種混合、水痘、不活化ポリオ、二種混合、日本脳炎、麻しん風しん、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌)	母子保健・感染症課 保健センター
子どもの事故予防	母子手帳交付時、乳幼児健康診査時、2か月親子講習会時などに、事故防止に関するパンフレットを配布するなど様々な機会を通じて子どもの事故予防のための情報提供と啓発を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
2か月親子講習会	生後2～3か月までの第1子の乳児のいる全家庭に個別に案内を送付し、地域の施設や保健センターにおいて、母親同士の交流を行い、友達づくりを目的に開催する。また、保健師、助産師による育児相談、保健指導なども個別で行い、保育士による育児支援なども盛り込み、不安の解消や、保健センターの活用・保健師との繋がりを作ることも目的に実施する。	母子保健・感染症課 保健センター
地区乳幼児健康相談	市民プラザ、公民分館、保健センターなどで、乳幼児の身体計測や、育児等に関する相談を自由来所方式で実施する。相談は、保健師、栄養士が個別で対応し、育児不安の解消に努める。また、同じ場で育児交流や保育士の遊びの紹介なども行う。	母子保健・感染症課 保健センター
離乳食講習会	調理実演や試食を取り入れて、時期に応じた具体的な離乳食の進め方や作り方を紹介する。	健康づくり課 保健センター
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるよう支援を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
家庭訪問指導事業	特に出産までの支援が必要な妊婦や、産婦、新生児、乳幼児、その家族を対象に、保健師・助産師が訪問して個別に健康相談や育児相談、保健指導などを行う。未熟児は、養育上の問題や保護者の不安が高いことが多いため保健師が全数訪問を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
妊婦健康診査	妊婦の健康管理を目的に妊婦健康診査を公費で実施する。	母子保健・感染症課 保健センター

2-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 子どもの発達段階に応じた思春期保健教育を推進していくため、学校の保健教育と保健所・保健センターが連携し、思春期の心と体の問題や自殺、不健康やせ、性感染症*など、また喫煙・飲酒、薬物などの害についての啓発の機会を増やすとともに、連携の強化による相互の意識の共有化を図ります。
- 妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりが求められています。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
思春期保健対策事業	教育関係機関や地域の助産師会と連携し、思春期もしくは思春期に至るまでの児童、生徒、学生等を対象に、性の多様性、性感染症*・エイズについての学習やたばこや酒、薬物乱用の害などについての啓発を行うために、保健センターや保健所から保健師、医師等の講師を派遣するなど、学校現場での思春期保健教育の支援を行う。	母子保健・感染症課 保健センター 学校教育推進室



2-3 食育の推進

- 地域における、食に関する地域団体の掘り起こしや連携により、地域の食育関連事業の充実や地域の組織を活用した食育ネットワークの形成を推進します。
- 人間形成の基礎となる、健全な食生活を実践する力の習得を目指し、保育所、保育園、認定こども園*、小中学校で食に関する指導の全体計画を作成し、食育を組織的・計画的に進めます。
- 学校給食や保育所、保育園、認定こども園*への食事に、安全、安心な食材を使用し、食育の教材となるような献立を取り入れ、地場産や大阪府内産の食材を積極的に使用することを推進します。
- 関係部局が連携を図り「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもの基本的な生活習慣の確立を推進します。
- すべての子どもが健康な生活を営めるよう、食物アレルギーを持つ子どもの給食についても、除去食や代替食の提供など可能な範囲で対応していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
食育に関する事業	乳児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び望ましい家族関係の形成を図るため、地域の関係機関が連携して親子に対して参加型の学習や情報提供を行う。	健康づくり課 保健センター
食に関する指導の充実	園児・児童・生徒が食の楽しさを実感し、望ましい食習慣を身につけるよう、食に関する指導の全体計画を作成し、学校園教育活動全体を通じ、成長・発達段階に応じた食に関する指導の充実を図る。行事や給食だより・保健だより等を通じて家庭や地域との連携を図る。食育推進に関する活動を行う関係機関とも連携を図る。	学校教育推進室 保育室
食指導研修の充実	学校現場での食に関する指導の研修や栄養教諭*、栄養職員*の研修を実施する。	教育センター 学校教育推進室 学校給食課
	食を通じた子どもの健全な発育を促す取り組みの推進や職員の連携を図るための研修を実施する。	保育室

2-4 小児医療の充実

- 小児救急医療を利用される方が必要とする情報の提供に努めるとともに、救急医療の適正な利用のための啓発をいっそう進めます。
- 夜間・休日における子どもの急病時などに、安心できる医療を提供するため、中河内医療圏の3市（東大阪市・八尾市・柏原市）が協力し、圏内の協力病院にて輪番制による小児初期救急（入院を必要としない軽症者が対象）、小児二次救急（入院を要するような重い症状を持つ患者が対象）の医療体制を維持します。
- 母子の健康問題については、地域のかかりつけ医を持つことの啓発と受診促進に向けた取り組みを行い、地域から子育てに係る医療等の相談体制づくりを進めます。
- 小児の疾病治療に係る医療費の助成を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
小児救急医療	小児医療における初期及び二次救急診療の実施。	東大阪市立総合病院 地域健康企画課
未熟児養育医療事業	未熟児は生後、速やかに適切な医療処置を講ずる必要があり、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
小児慢性特定疾病医療費助成制度*	小児慢性特定疾病の治療支援のため「小児慢性特定疾病医療費助成制度*」を実施して、医療費の軽減を図るとともに、療養に必要な相談等の支援を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
公害健康被害健康予防事業	気管支ぜん息にり患している 15 才未満の児童を対象に、水泳教室は、医師の管理の下に水泳指導員の指導により水泳を通じて心身の鍛錬を図る。親子体操教室は、ボディーワーカー*の指導の下に体操を通じて親子のふれあい・複式呼吸を体得させる。ぜん息キャンプでは野外活動を通じて複式呼吸の習得などを目指す。	健康づくり課 保健センター
子ども医療費助成事業	子どもが医療機関などで受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部と入院時の食事代の自己負担金を助成（年齢制限あり）。	医療助成課

2-5 児童虐待防止対策の充実

2-5-1 関係機関との連携の充実

- 家庭児童相談室を中心とした児童虐待に関わる相談窓口を広くPRするとともに、民生委員・児童委員や自治会、校区福祉委員、NPOや子ども家庭サポーター*など、地域の子育て家庭の見守りネットワークの構築に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会では、各機関における予防・発見・通告・援助の機能をもとに個別ケース検討会議を開き、各機関が相互理解を深め連携を図り、ネットワークの構築を目指します。
- 専門人材の確保や職員の研修等の専門的知識の習得などにより、相談窓口などの機能強化を図ります。
- 「児童虐待発生予防システム構築事業」など、アウトリーチ型の事業を充実させることによって、虐待の発生・予防の体制を強化します。乳幼児健診未受診家庭の全数把握を目指し、子どもの状況把握に取り組みます。
- 虐待を受ける恐れのある児童などの保育所・保育園・認定こども園*への受け入れや、要保護児童等集団支援事業等による経過観察を充実します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
東大阪市子どもを虐待から守る条例	子どもを虐待から守るため、基本的な考え方、市の責務、市民の責務、保護者の責務、子どもの虐待への対応等を定め、すべての市民が子どもの虐待の予防及び早期発見、防止を図るとともに、子どもの心身のすこやかな発達を最大限確保することを目的として条例を制定。11月を子ども虐待防止月間として、市民向けに啓発活動を行う。	子ども見守り課
要保護児童保育所・保育園入所	保育所・保育園入所申請をしている児童が特別な支援を要する児童の場合は関係機関と調整のうえ保育の実施を行う。	福祉事務所 子ども応援課 保育室
児童虐待防止事業（東大阪市要保護児童対策地域協議会）	要保護児童対策地域協議会の運営。啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3地域（東・中・西）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいる。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	子ども見守り課
児童虐待発生予防システム構築事業	1歳6か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診を薦め、必要な養育支援につなげていく。	子ども見守り課
虐待ハイリスクケースへの取り組み（ケース検討会）	ケース検討会議を関係機関（子ども家庭センター、家庭児童相談室、保育所・保育園、学校、幼稚園、民生委員・児童委員、教育委員会など）で実施。必要に応じ各保健センター毎に子ども家庭センター・家庭児童相談室・教育委員会等と実務者会議を実施する。	子ども見守り課 療育センター 母子保健・感染症課 学校教育推進室

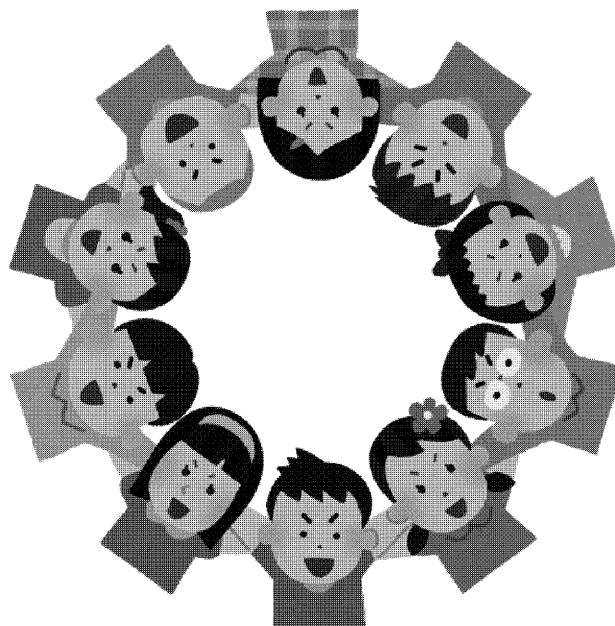
2-5-2 発生予防、早期発見、早期対応の充実

- 虐待の発生の予防では、母子健康手帳発行時点から、産後の育児支援を見据えて、妊娠期における不安や妊婦の健康相談を保健機関（保健センター）が担っています。出産後は「新生児家庭訪問指導事業」「乳幼児家庭全戸訪問事業」などから子育ての困難な家庭を早期に把握し、ティーンズママの会*や、マザーサポート教室、ふたごの教室、子育て支援センター等の利用に繋げたり、特に個別での細やかな支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業など速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
虐待に係る相談・支援事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である各福祉事務所で、0歳から18歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行う。	子ども見守り課 家庭児童相談室
子育て支援電話相談事業	子育てについての不安や悩みの相談について、休日・夜間においても応じることにより、虐待の未然防止を図る。	子ども見守り課
ティーンズママの会*	10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けている。仲間と一緒に季節ごとのイベントを計画したり、子どもや母の食生活について調理実習等を通して学ぶ機会を作ったりすることで、母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができ、育児が主体的にできるような支援を行う。また、スタッフが母の気持ちに寄り添い、信頼関係を築いていくことで、母親の自己肯定感を高め、虐待に移行することなく自信をもって子育てすることができる会として実施している。	母子保健・感染症課 保健センター
マザーサポート教室	育児上の困難をかかえる母子を対象に、母親にはスタッフが中心となって、グループミーティングを運営し、子育ての悩みを皆で共有しながら孤立感を解消するとともに、母の自己肯定感を高める働きかけを行う。また、子どもは、別室で保育士や心理士と遊びを通して自己表出の場を確保し、子育て困難感を抱える母には、子どもとの関わりについて助言を行う。広く、虐待予防を目的として開催する。	母子保健・感染症課 保健センター 子ども見守り課 家庭児童相談室
児童相談事業（児童虐待・発達相談・子育て相談・学校生活等に関する相談）	福祉事務所内の家庭児童相談室を児童虐待にかかる相談通告窓口として周知徹底を図る。個別相談（相談・助言及び保護者はカウンセリング、児童はプレイセラピー）・ケースワークを実施。	子ども見守り課 家庭児童相談室 教育センター

事業名	事業内容	主な関係機関
親子支援プログラム事業	子育て家庭を体系的に支援するため、子ども、保護者それぞれを対象としたプログラムを実施。子育て支援に関わる職員を対象に、各プログラムを実践するためのファシリテーターを養成。	子ども見守り課 保育室
養育支援訪問事業	本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問を実施することにより、当該家庭が安定した乳幼児の養育を行えるように支援する。	子ども見守り課 母子保健・感染症課 保健センター



2-6 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともにすこやかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、父子家庭への支援の拡大を含めたひとり親家庭への支援策を強化します。
- 必要に応じて関係機関に適切につなぐ相談・情報提供の充実を図ります。
- 地域住民による「支えあい」「助け合い」活動を展開する小地域ネットワーク事業や民生委員・児童委員、母子福祉推進員、コミュニティソーシャルワーカー*など、地域における相談機能の充実を図ります。
- 就業に関する相談や就業支援講習会、就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスを総合的に進めることを図ります。
- 母子世帯等の経済的自立を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の活用やハローワーク等の関連機関との連携を図りながら、きめ細やかで、継続的な自立・就労支援の充実を図ります。
- 母子・父子自立支援員による相談活動や、地域就労支援センターの就労支援コーディネーターによる就労相談・情報提供等の支援を継続し、雇用の促進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が一時的なけがや病気、冠婚葬祭、就職活動時などで、一時的に生活援助・保育などのサービスが必要になったとき家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図る。	子ども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を大阪府と共同で実施。	子ども家庭課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】</p> <p>母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金等】</p> <p>母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために2年以上養成期間で修業する場合に、一定期間高等技能訓練促進費を支給。</p>	子ども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。	子ども家庭課

事業名	事業内容	主な関係機関
母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子寡婦福祉資金の貸付などの手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談など、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっている。	子ども家庭課 福祉事務所
母子生活支援施設への入所	夫と死別した方や離婚した方、また、これと同じような実情のある母と子どもを保護し、自立できるように手助けする施設。	子ども家庭課 福祉事務所
母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20才未満のこども養育している母子家庭、父子家庭への貸付。 (貸付の種類) 事業開始・継続資金、就職支度資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、修業資金、修学資金、結婚資金	子ども家庭課 福祉事務所
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー*が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っていく。	福祉企画課 生活福祉室 子ども家庭課
ワークサポート事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行う。	労働雇用政策室
法律相談の実施	養育費取得等に関する法律上の問題に弁護士などが相談に応じる。	市政情報相談課
	「女性のための法律相談」のなかで離婚、養育費に関する相談にも対応している。	男女共同参画課
児童扶養手当事業	児童扶養手当とはひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給するもの。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満まで。（所得制限あり）	国民年金課
ひとり親家庭医療費の助成	児童扶養手当、遺族年金などを受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関などで受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部を助成。	医療助成課

2-7 障害児施策の充実

- 障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関での相談、保育所・保育園・幼稚園・学校、子育て支援センター等における気づきや把握に努めます。
- 保健・福祉・教育の各機関の連続的、密接な連携のもとで、幼児期からの継続性のある支援とともに、専門スタッフの充実を図ります。
- 被虐待児や発達支援を要する児童のケア、子育て家庭への支援を行うため、対応する人材の資質の向上に取り組みます。
- 「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会*」により、各機関の連携強化を図り、従来の療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点から、障害のある子どもの発達段階に応じて途切れなく支援を行います。
- 障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育*を推進しながら、発達障害*を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育*の体制整備を進めるとともに、特別支援教育*に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育*のさらなる充実に努めます。
- 特別支援教育支援員*を各学校へ配置し、障害のある児童生徒に対する支援をいっそう充実します。
- 障害のある園児・児童・生徒の学校園生活を円滑に行うため、人員の配置や教職員に対する研修の充実、巡回指導、巡回相談、相談員の派遣を行います。
- 障害の有無に関わらず、すべての子どもが社会の一員として統合的に受け入れられるために、療育の場でも、生活の場のどこにいても必要とする発達支援を提供していきます。
- 障害のある子どもとその保護者が集い、交流し、発達相談等ができる場づくりの機会を増やします。
- 障害のある人の成長に応じ、一貫した療育支援や相談、障害者医療の中核的機能を担う（仮称）東大阪市新障害児者支援拠点施設の整備・機能強化を図るとともに、関係機関との連携の下、生涯を通じた療育サービスの提供をしていきます。
- 発達障害児への支援については府下でも比較的早くに取り組んできた実績を生かして、新拠点施設の基本構想による新たな展開などを検討していきます。
- 障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく東大阪市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
すこやか教室	児童の発達支援、保護者への子育て支援事業として親子への集団指導を実施。児童は自由遊び、設定遊びなど。保護者には子育てに関するガイダンス及びグループワークを実施。	子ども見守り課 家庭児童相談室 母子保健・感染症課 保健センター
保育所巡回指導訓練業務	公立保育所・私立保育園に入所している障害のある子どもの症例に応じた適切な療育指導が講じられるように、医師、理学療法士、作業療法士を保育所・保育園に派遣する指導訓練業務。	子ども応援課 療育センター
巡回指導訓練業務	主として肢体不自由の幼児・児童・生徒を対象として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による学校生活や学習に関する指導・助言を行う。	療育センター 学校教育推進室
相談支援事業	障害者及び障害児、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他療育指導などを行う。	障害者支援室 療育センター
心身障害児の福祉の増進についての相談事業	心身障害児またはその心配のある子どもに係る福祉相談・心理相談。ソーシャル・ケースワークの手法を活用、社会的診断を統合し対応。また、処遇調整（通園処遇等の適否を判断し、家族との調整）を行う。	療育センター
教育相談・発達相談	子どもの養育や教育、発達上の課題等について、保護者との面談や、遊戯療法、検査等を通し、子どものすこやかな成長に向けた支援を図る。	教育センター
特別支援教育委員会	東大阪市特別支援委員会を設置し、対象児がよりよい教育が受けられるように、就学支援及び特別支援教育*を運営事項・運営方針を設け、それにそって進める。	学校教育推進室
特別支援教育振興事業	支援学級施設・設備整備事業、支援学級備品・消耗品整備及び貸し出し事業などを実施する。	学校教育推進室
学校介助員配置事業	市立小・中学校で重度の障害のある児童・生徒に対して、学校における生活介助等を目的に配置する。	学校教育推進室
医療的ケア体制整備推進事業	専門的な医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校園に看護師資格を有するケアアシスタントを配置する。	学校教育推進室
スクールヘルパー配置事業	障害のある園児児童生徒に対する学校生活での生活介助（移動・食事・排泄・更衣等の介助や見守り）や学習面における支援を行う。	学校教育推進室
特別支援教育推進事業	障害のある園児・児童・生徒の学校園生活を円滑に行うため、人員の配置やケース会議、巡回相談、送迎などを行う。	学校教育推進室 教育センター

事業名	事業内容	主な関係機関
教職員特別支援教育研修	経験者研修や課題別研修において、特別支援教育*をテーマとした研修を実施する。	教育センター 学校教育推進室
通園等発達支援事業	障害があると思われるケースにかかる発達支援（療育支援・家庭支援・地域支援）を実施。（第1はばたき園：福祉型児童発達支援センター、第2はばたき園：医療型児童発達支援センター）	子ども家庭課 療育センター
東大阪市立心身障害児通園施設内診療所	診療、医療的な確定診断を含む早期発見、評価、治療、指導助言等を実施。	子ども家庭課 療育センター
児童発達支援事業	平成24年4月の児童福祉法改正により、障害児通所支援として児童発達支援事業*（児童発達支援・放課後等デイサービス*等）の利用にかかる支給決定および給付費の支払いを行う。	子ども見守り課
	保健センターの健診あるいは保健センターで実施する「すこやか教室」で障害が認められたり、発達支援を要する児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行っている。	子ども見守り課 療育センター
小児慢性特定疾病医療費助成制度*	小児慢性特定疾病児に、日常生活をより円滑に行うことができるよう必要に応じて日常生活用具を給付する。	障害者支援室 福祉事務所
自立支援医療（育成医療）給付事業	身体上の障害等のある児童に必要な医療費を助成する。	母子保健・感染症課 保健センター
心身障害児の福祉の増進についての機関連携の強化（東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会*）	関係機関の連携を図るため、平成20年8月に「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会*」を設置し、福祉・保健・教育等関係機関が集まり、代表者会議や連携会議を開催している。	子ども見守り課 家庭児童相談室 療育センター 母子保健・感染症課 保健センター 教育委員会
保育相談、保育観察	保育を進める上で、指導目標、子どもの観察、発達検査、保育担当者との話し合い及び保護者面接を行い保護者に対する助言及び療育相談を行う。	子ども応援課
障害児保育所・保育園入所事業	障害児の保育所・保育園入所は本人要件で優先される。入所調整会議、入所協議などで児童の状態、在園状況も含め、総合的判断により入所が決定する。	子ども応援課 家庭児童相談室 福祉事務所

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

3-1 住環境の確保

- 老朽市営住宅の建替を推進し、若年世帯を含む公営住宅需要層に良質な住宅を供給することを推進します。
- 市営住宅募集での若年者世帯の期限付き入居を推進します。
- 民間の老朽木造賃貸住宅をファミリー世帯向けなどの住宅に整備する民間事業者を支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給する。	住宅政策室
市営住宅募集の際の期限付き入居の推進	若年者世帯への生活支援を目的としており、「35歳以下の夫婦」と「35歳以下の夫婦と子ども」で構成される世帯を対象に募集している。入居から10年間の期限付き入居となる。	住宅政策室
密集住宅市街地整備促進事業	若江・岩田・瓜生堂地区において、老朽化した民間の木造賃貸住宅等が密集しており、ファミリー世帯向けなどの住宅に整備する民間事業者を支援する。	住宅政策室

3-2 安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるように、安全な道路環境の整備を推進します。
- 妊産婦や子どもへの配慮、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組み等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。
- 警察その他関係機関と連携し交通安全教室をいっそう推進します。
- 「大阪府福祉のまちづくり条例*」に基づく整備を推進します。
- 公共施設におむつ替えや授乳ができるスペースを確保します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
交通安全施設整備事業	交差点内にある歩道の段差を解消し、歩行者等の安全な通行を確保する。	道路建設室
交通安全教室	各学校園で園児・児童・生徒に対して、警察その他関係機関と連携し交通安全教室を実施する。地域の保護者、住民が子どもと共に交通安全について学ぶ機会の充実を図る。	学校教育推進室 道路管理室
福祉のまちづくりのための「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく整備	不特定多数の市民が利用する都市施設を、障害者、高齢者、子ども、妊婦などすべての市民が安心して出かけられるよう、敷地、構造及び設備に関する基準を定め、事業施行者の協力を得て整備を図る。	建築審査課



3-3 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 育児休業・介護休業の取得促進について、事業所等への制度の普及・啓発を推進します。
- 子育てを支援する休暇制度や育児休暇取得の促進、子どもの急病時など休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てがしやすい就労環境の改善について、事業主などへの啓発を推進します。
- 子育て・家事などへの男女共同参画を図るための講座等の充実を図ります。
- 母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど良好な職場環境を形成している事業所や、法定基準以上の育児休業・子の看護休暇等の制度を実施している事業所などを優良社会貢献事業所として表彰することにより、そのような職場環境の普及・促進を図ります。

【主な事業】

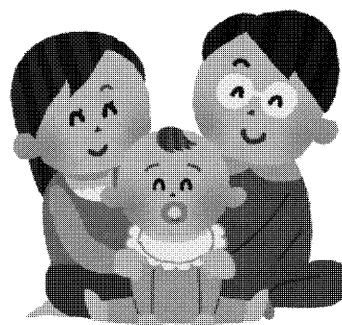
事業名	事業内容	主な関係機関
家庭・地域における男女共同参画の促進	市政だよりや、情報紙“HOW”を通じて、仕事と生活の調和*について啓発する。	男女共同参画課
男女共同参画促進のための講座の実施	仕事と家庭の両立支援や、男性が積極的に家事や育児に携わる意識を高めるための講座（男性向け）・セミナーを実施する。	男女共同参画課
C S R経営表彰の実施	母子家庭の母の就業促進に理解のある事業所や、仕事と家庭の両立を支援し、男女とも働きやすい職場環境づくりを積極的に推進している事業所などを表彰する。	経済総務課

3-4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- 子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を諦める人々があります。このような方々の夢の実現を後押しするために、結婚・妊娠・出産・育児に関して、市の様々な課や地域のあらゆる機関で分担している支援をわかりやすく伝える必要があります。
- 結婚・妊娠・出産・育児に関して市民一人一人の必要としている情報をわかりやすく提供するために、市民の身近な場で啓発する機能として地域子育て応援団事業等を展開します。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
地域子育て応援団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーター*へつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行う。また、子育て情報をウェブサイトや冊子、メールマガジン等によって提供し、地域の子育てを支援していく。	子育て支援課
不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療を受けている夫婦に対して特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の助成を行う。	母子保健・感染症課 保健センター
入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に出産費用を支給。	子ども家庭課 福祉事務所



3-5 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

- 地域で子どもを守る活動としての愛ガード運動を推進し、家庭・地域・学校等との連携を図ります。
- 子どもの避難場所となる「こども110番の家」の拡充とともに、子どもに対する「こども110番の家」への周知を図ります。
- 子どもの安全対策の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	主な関係機関
地域や関係機関、団体との連携した取り組みの推進 (愛ガード運動推進事業)	地域で子どもを守る活動と防犯教室をすすめていく。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図る。	学校教育推進室
「子ども110番の家」運動	子どもたちが万一犯罪に巻き込まれそうになったときに、逃げ込み、保護を求めることができるボランティアの民家や商店、事業所等に目印となる旗やプレートを作製し、地域での推進団体(小学校、PTA、自治会、子ども会等)を通じて、市に申請することにより、無償配布する。	青少年スポーツ室
学校園防犯機器整備事業	不審者が侵入した場合に備え、防犯機器として催涙スプレーを配備している。	学校教育推進室
東大阪市愛はぐくむ子どもスクラム基金	子どもの安全対策及び地域とともに子どもを育成するまちづくりを推進する事業の財源に充てることを目的として条例制定、平成18年3月17日施行。	企画室
東大阪市防犯灯設置費補助事業	明るく犯罪のないまちづくりのために、自治会が設置する防犯灯の費用の一部を助成する。 1灯につき、設置費用の合計額の2/3を補助する。ただし、1灯当たりの補助限度額をLED防犯灯25,000円、それ以外の防犯灯12,000円とする。	地域コミュニティ支援室
東大阪市防犯カメラ設置費補助事業	街頭犯罪を抑止するために、自治会が設置する防犯カメラの費用の一部を助成する。 1台につき、設置費用の合計額の2/3を補助する。ただし、1台当たりの補助限度額を200,000円とする。	地域コミュニティ支援室
青色防犯パトロール活動支援事業	街頭犯罪や女性・子どもを狙った犯罪の件数減少を目指すため、安全で安心なまちづくりに寄与するボランティアによる青色防犯パトロール活動を支援することを目的として、青色防犯パトロール活動事業補助金を交付する。	地域コミュニティ支援室

3. 主な関係機関一覧

所属名	電話番号	ファクス番号
市政情報相談課	06(4309)3123	06(4309)3801
企画室	06(4309)3101	06(4309)3826
男女共同参画課	06(4309)3300	06(4309)3823
人権啓発課	06(4309)3156	06(4309)3823
地域コミュニティ支援室	06(4309)3161	06(4309)3812
国民年金課	06(4309)3165	06(4309)3805
医療助成課	06(4309)3166	06(4309)3805
モノづくり支援室	06(4309)3175・77	06(4309)3846
労働雇用政策室	06(4309)3178	06(4309)3846
福祉企画課	06(4309)3181	06(4309)3815
生活福祉室	06(4309)3182	06(4309)3815
障害者支援室	06(4309)3183・84	06(4309)3815
子ども家庭課	06(4309)3194	06(4309)3817
子ども見守り課	06(4309)3197	06(4309)3817
施設指導課	06(4309)3201	06(4309)3817
子ども応援課	06(4309)3202・3214	06(4309)3817
子育て支援課	06(4309)3302	06(4309)3817
保育室	06(4309)3196	06(4309)3817
地域健康企画課	072(960)3801	072(960)3806
健康づくり課	072(960)3802	072(960)3809
母子保健・感染症課	072(960)3805	072(960)3809
循環社会推進課	06(4309)3199	06(4309)3818
道路管理室	06(4309)3218～20	06(4309)3836
道路建設室	06(4309)3222	06(4309)3836
住宅政策室	06(4309)3231	06(4309)3834
建築審査課	06(4309)3239～41	06(4309)3834
病院総務課	06(6781)5101	-
教育企画室	06(4309)3264	06(4309)3837
人権教育室	06(4309)3284	06(4309)3838
学校給食課	06(4309)3276・77	06(4309)3867
学事課	06(4309)3271・72	06(4309)3838
学校教育推進室	06(4309)3268・69	06(4309)3838
教育センター	06(6727)0112	06(6729)8261
社会教育課	06(4309)3279	06(4309)3835
青少年スポーツ室	06(4309)3281・82	06(4309)3835
図書館総務室	072(965)7700	072(965)9212
長瀬青少年センター	06(6727)1200	06(6729)9787
荒本青少年センター	06(6788)8451	06(6789)2502
社会教育センター	06(6789)4100	06(6789)5212
社会福祉協議会	06(6789)7201	06(6789)2924
療育センター	06(6783)1425	06(6783)6105

